

○防衛省令第三号

(該当部分抜粋)

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二十四号）の一部の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第二項及び自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第三十条の十三の規定に基づき、航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則及び標準的な官職を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

防衛大臣 中谷 元

航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則及び標準的な官職を定める省令の一部を改正する省令

(標準的な官職を定める省令の一部改正)

第二条 標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄中「航空隊」を削る。

附 則

この省令は、平成二十八年一月三十一日から施行する。